

第4章 地区施設の計画

1 施設整備の方針

(1) 道路

まちづくり計画では、対象区域の土地利用の現状などを踏まえ、地区の骨格として期待される道路や、生活環境の向上に資する道路など、地区計画を定める際に「地区施設」への位置付けを検討する必要がある道路について、あらかじめ配置や幅員などを定めます。

【地区施設に位置付けることのねらい】

今後、地区計画が決定されると、地区計画に「地区施設」として位置付けられた道路の範囲内では建築ができなくなることから、結果的に地区施設の位置に空間が創出され、地区の道路の実現が近づくこととなります。

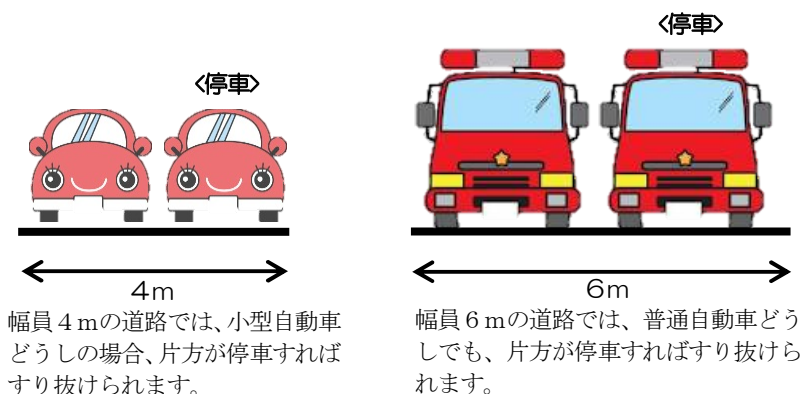


前述のとおり、原則、幅員4m以上の道路から直線距離で30mを越える範囲は地区計画の区域に含めませんが、奥まった敷地にも接道するための道路を「地区施設」に位置付けた場合は、30mを超える範囲についても地区計画の区域に含めることができますようになります。

こうしたことから、地区計画の検討にあたっては、まちづくり計画に位置付けられた道路だけでなく、土地利用を図ろうとする敷地と道路の関係を具体的に検討し、必要な道路を「地区施設」として位置付ける必要があります。

【地区計画に道路を位置づけようとする際の注意点】

- 道路の計画に当たっては、住民の安全・安心の観点から、緊急車両の通行、児童の通学や災害時の避難などを考慮します。



参考 計画の対象区域にある指定緊急避難場所 一覧（2024.1.28 時点）

名 称	所在地	避難場所	対応する災害種別			
			洪水	土砂	高潮	地震
石内南中央公園	石内南四丁目 1 番	公園	—	—	—	○
石内小学校	五日市町大字石内 3276	体育館、グラウンド	—	—	—	○
石内小学校	五日市町大字石内 3276	体育館、教室	○	—	○	—
石内公民館	五日市町大字石内 3289-1	大集会室、和室	○	○	○	—
石内保育園	五日市町大字石内 4134-2	保育室	○	○	○	—
石内福祉センター	石内南一丁目 5-1	ホール、和室	○	○	○	—

（広島市ホームページより抜粋）

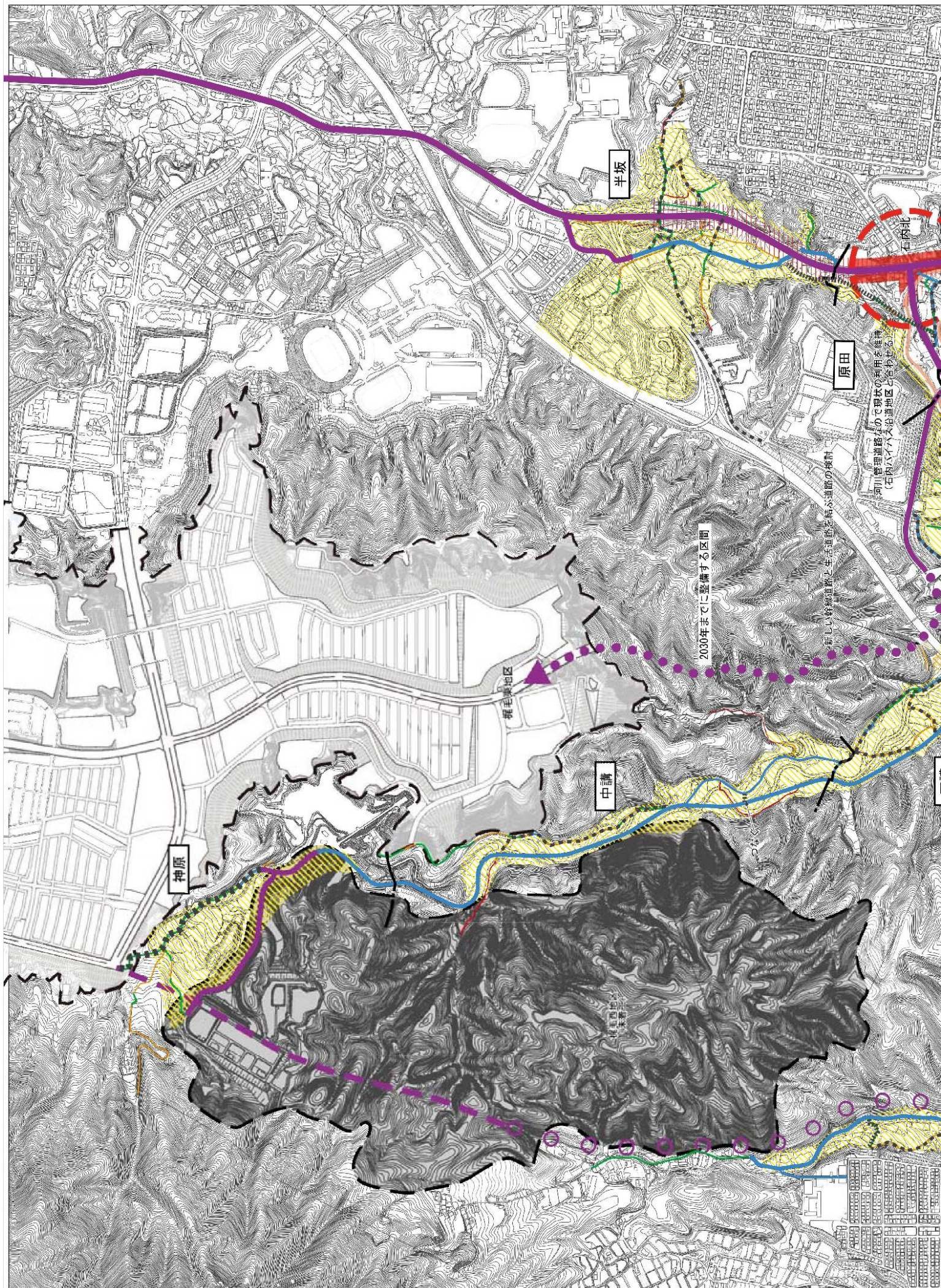


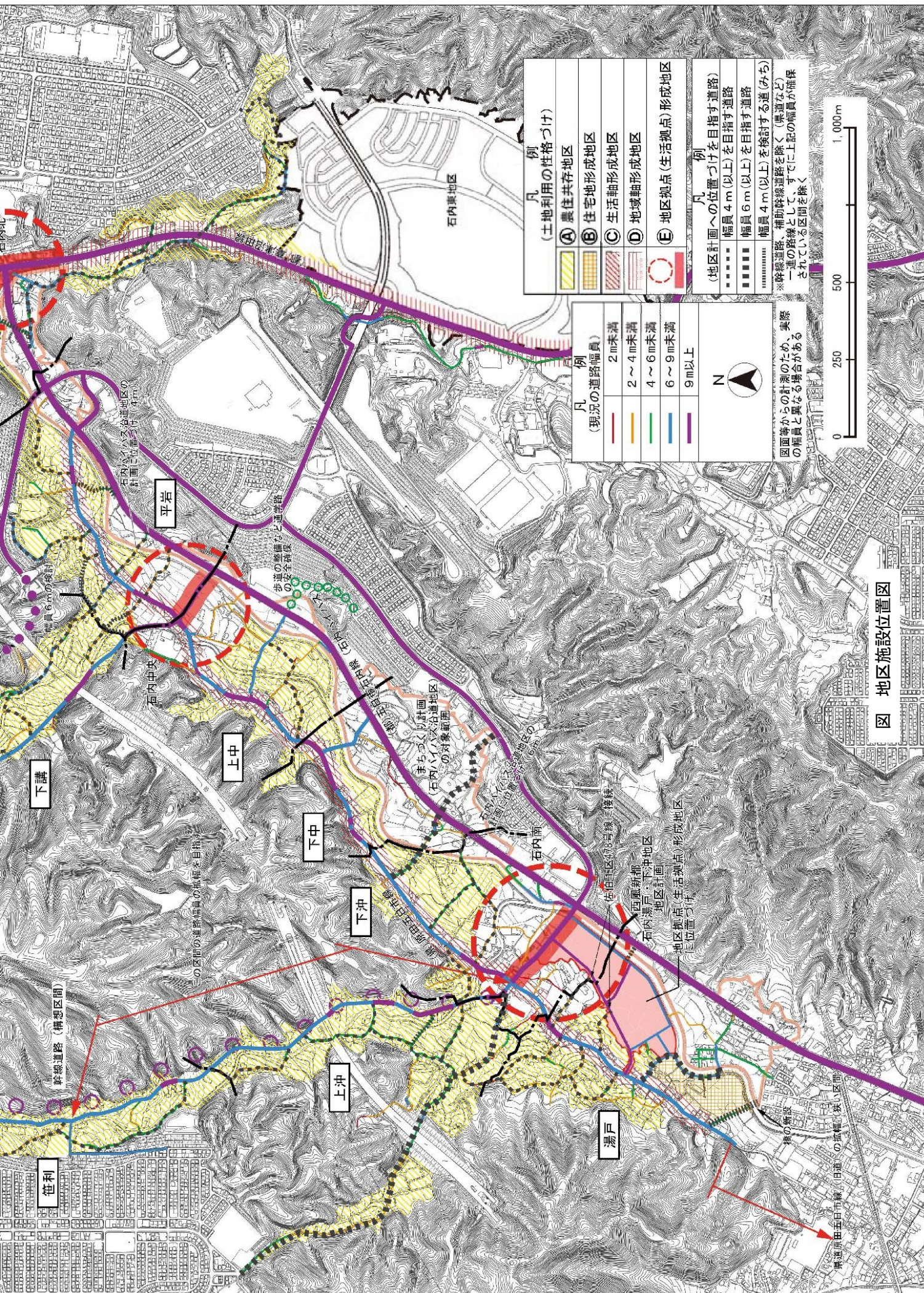
【道路用地を確保・整備する際に注意すること】

- ・まちづくり計画に位置づける道路は、あくまでも、地区の中で必要と考えられる道路を記載したものであり、広島市が公共事業として土地買収及び道路整備することを前提にしたものではありません。地区計画を提案する際、開発や建築を行う際には、広島市と調整を図りながら、計画・整備する必要があります。
- ・広島市が、市道の拡幅などにおいて、生活道路（幅員 4 m）として整備する場合、原則、土地は寄付が前提とされており、地区施設の位置の検討にあたっては、寄付の負担が特定の土地所有者等に偏らないよう、留意する必要があります。
- ・なお、道路の受益者が沿道の土地所有者等だけでなく、より広い範囲の人が該当するとして、広島市が主要生活道路（幅員 6 m以上）として整備する場合は、4 mを超える部分の敷地については、市が買収することとなります。
- ・石内まちづくり協議会では、まちづくり計画で主要生活道路と位置づけたものは、広島市に対しても、主要生活道路に位置づけられるよう要望し、整備に際しては市に対し関係する土地の買収を働きかけることにします。また、土地所有者等の合意が得られ、市で整備することが適当と考えられる道路（市道等で主要生活道路や生活道路など）については、市に対し整備を要望することになります。
- ・地域住民の生活環境の向上のため、道路整備に合わせて公共下水道の整備を要望することになります。

（2）公園

市街化の状況や住民ニーズなどを踏まえながら、中長期的な観点から、街区公園等の計画を検討します。土地の確保の方法を検討するとともに、土地の確保の目途が合った場合は、市による整備を働きかけます。





凡例 (土地利用の性格づけ)	
	① 農住共存地区
	② 住宅地形成地区
	③ 生活軸形成地区
	④ 地域軸形成地区
	⑤ 地区視点(生活拠点)形成地区

凡例 (現況の道路幅員)	
	2m未満
	2~4m未満
	4~6m未満
	6~9m未満
	9m以上

凡例 (地区計画への位置づけを目指す道路)	
	幅員4m(以上)を目指す道路
	幅員6m(以上)を目指す道路
	幅員4m(以上)を目指す道(みち) ※幹線道路、補助線道路を除く(県道など) 一連の路線として、すでに上記の幅員が確保 されている区間を除く

図面等からの計測のため、実際の幅員と異なる場合がある

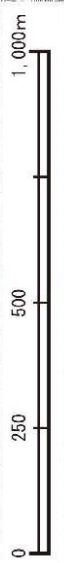


図 地区施設位置図

2 道路の計画

(1) 半坂地区

① 配置と規模

- 佐伯1区184号線を幅員4m(以上)を目指す道路として位置づけます。
- 佐伯1区221号線・同225号線・同224号線の一部区間からなる一連の路線(225と224の間は幅員4m以上あるその他の道路で連続)を、幅員4m(以上)を目指す道路として位置づけます。
- 佐伯1区226号線の一部区間と同228号線を幅員4m(以上)を目指す道路として位置づけます。
(連続する道路)また、山陽自動車道の側道を経由し、佐伯1区113号線等を経由し、平岩につながるルート確保を目指します。
- 原田地区へつながる里道(原田地区の佐伯1区116号線に連結)については、今後、幅員4m(以上)を目指す道(みち)としての位置づけを検討します。
※すでに幅員6m以上ある県道伴広島線(広島湯来線)については、地区の交通の軸となっています。

草津沼田線から東側の区域においては、隣接する五月が丘団地及び半坂の西側の区域との連絡を強化するため、上記の市道において幅員4m以上の確保を目指します。

草津沼田線から東側の区域においては、県道伴広島線(広島湯来線)を南北方向の軸とし、それから原田及び平岩地区へつながる幅員4m以上のルートの確保を目指します。

② 整備の方針

上記の市道のうち、幅員が4m未満の区間については、関係する土地所有者等の合意を得たものについて、地区計画に地区施設として位置づけるとともに、広島市に拡幅工事を要望します。

原田地区へつながる里道(佐伯1区116号線に連結)については、今後、実現可能性等を考慮しながら、幅員4m(以上)の道路としての位置づけを検討します。

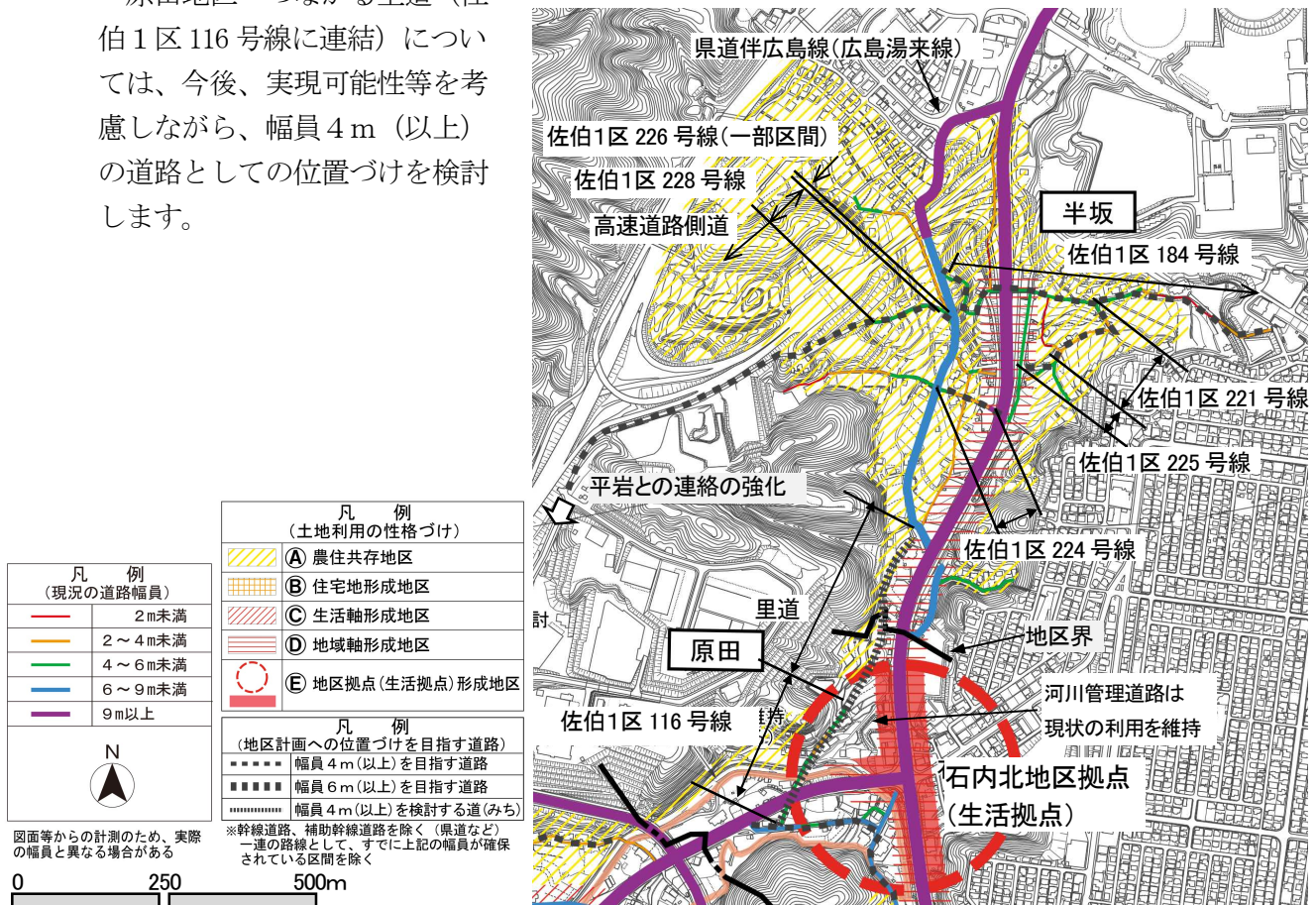


図 半坂地区において目指す道路

(2) 原田地区

① 配置と規模

- 五月が丘団地につながる佐伯1区215号線を幅員4m(以上)を目指す道路として位置づけます。
 - 県道広島湯来線、同伴広島線を幅員4m(以上)を目指す道路として位置づけます。
 - 半坂地区へつながる佐伯1区116号線と里道のうち、幅員4m未満の区間については、今後、幅員4m(以上)を目指す道(みち)としての位置づけを検討します。
- ※県道伴広島線、同広島湯来線、同原田五日市線については、一部を除き幅員4m以上又は6m以上となっており、地区の交通の軸、また五月が丘団地・己斐方面とをつなぐ道路となっています。

本地区における道路網及び周辺地区との連絡の強化を図るため、上記の県道、市道等において幅員4m以上の確保を目指します。

② 整備の方針

上記の市道のうち、幅員が4m未満の区間については、関係する土地所有者等の合意を得たものについて、地区計画に地区施設として位置づけるとともに、広島市に拡幅工事を要望します。

ただし、半坂地区へつながる佐伯1区116号線及び里道については、今後、幅員4m未満の区間の拡幅の実現可能性等を考慮しながら、幅員4m(以上)の道路としての位置づけを検討します。

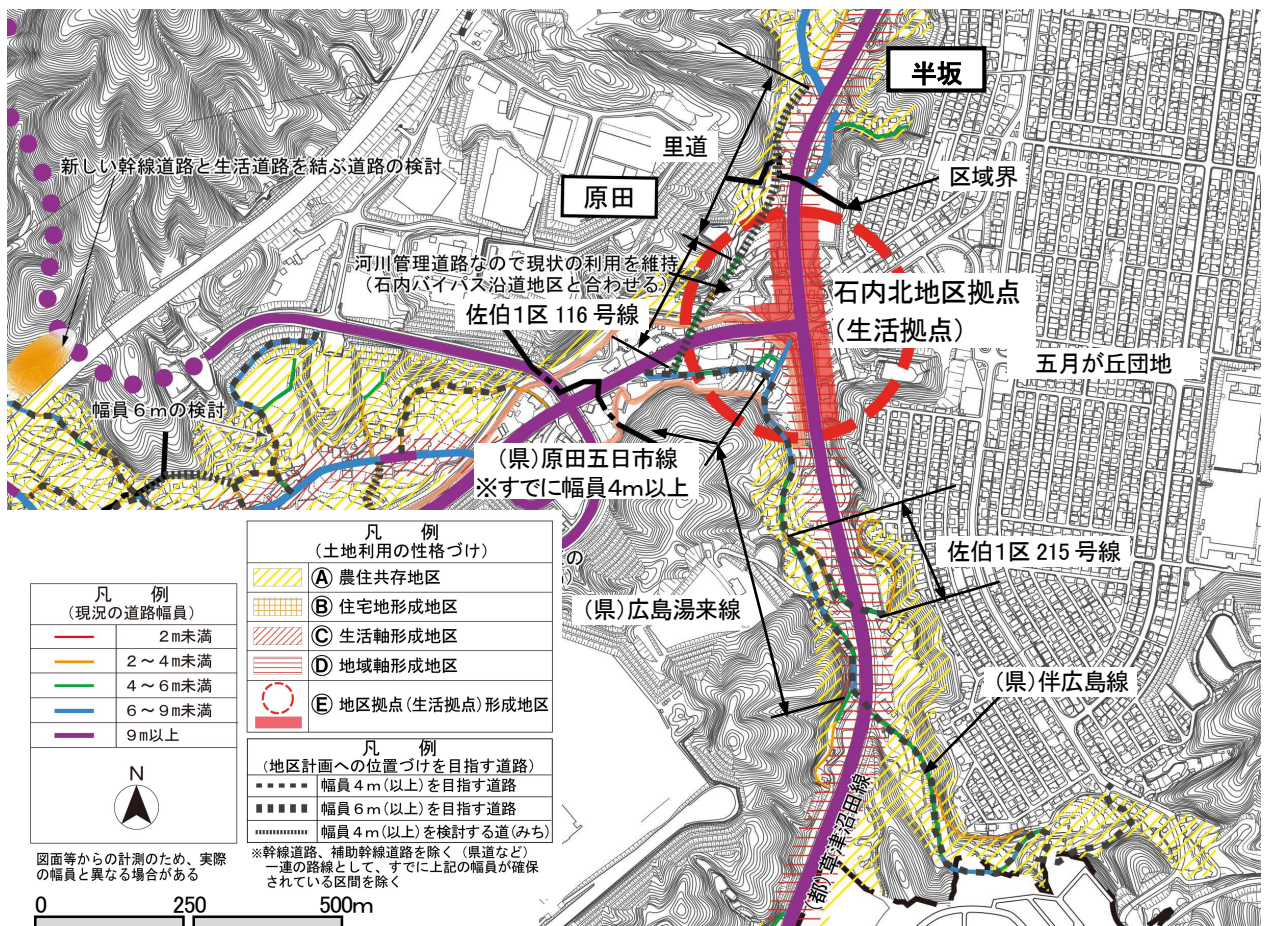


図 原田地区において目指す道路

(3) 平岩地区

① 配置と規模

- 石内バイパスと県道原田五日市線（旧道）をつなぐ佐伯1区102号線、同103号線及び農道（今市）を幅員4m（以上）を目指す道路として位置づけます。
 - 県道原田五日市線（旧道）から下講方面につながる佐伯1区108号線を幅員4m（以上）を目指す道路として位置づけます。
 - 県道原田五日市線（旧道）につながる佐伯1区112号線、同113号線、同115号線を幅員4m（以上）を目指す道路として位置づけます。このうち、佐伯1区113号線については、佐伯1区382号線（幅員約12m）、山陽自動車道の側道などと合わせて、半坂地区との連絡強化を目指すことにし、幅員6m（以上）を目指す道路としての位置づけも検討します。
 - 佐伯1区105号線、同106号線を幅員4m（以上）を目指す道路として位置づけるとともに、これらをつなぐ里道については、今後、幅員4m（以上）を目指す道（みち）としての位置づけを検討します。また、佐伯1区108号線と同112号線をつなぐ里道についても、今後、幅員4m（以上）を目指す道（みち）としての位置づけを検討します。
- ※県道原田五日市線（旧道）及び佐伯1区236号線、同379号（石内バイパスから神原方面をつなぐ道路）は、幅員6m以上又は9m以上となっており、地区の交通の軸、また石内と他地域をつなぐ道路となっています。

本地区における道路網及び周辺地区との連絡の強化を図るため、上記の市道等において幅員4m以上の確保を目指します。

② 整備の方針

上記の市道のうち、幅員が4m未満の区間については、関係する土地所有者等の合意を得たものについて、地区計画に地区施設として位置づけるとともに、広島市に拡幅工事を要望します。また、上記の里道及び農道については、今後、拡幅の実現可能性等を考慮しながら、幅員4m（以上）の道路としての位置づけを検討します。

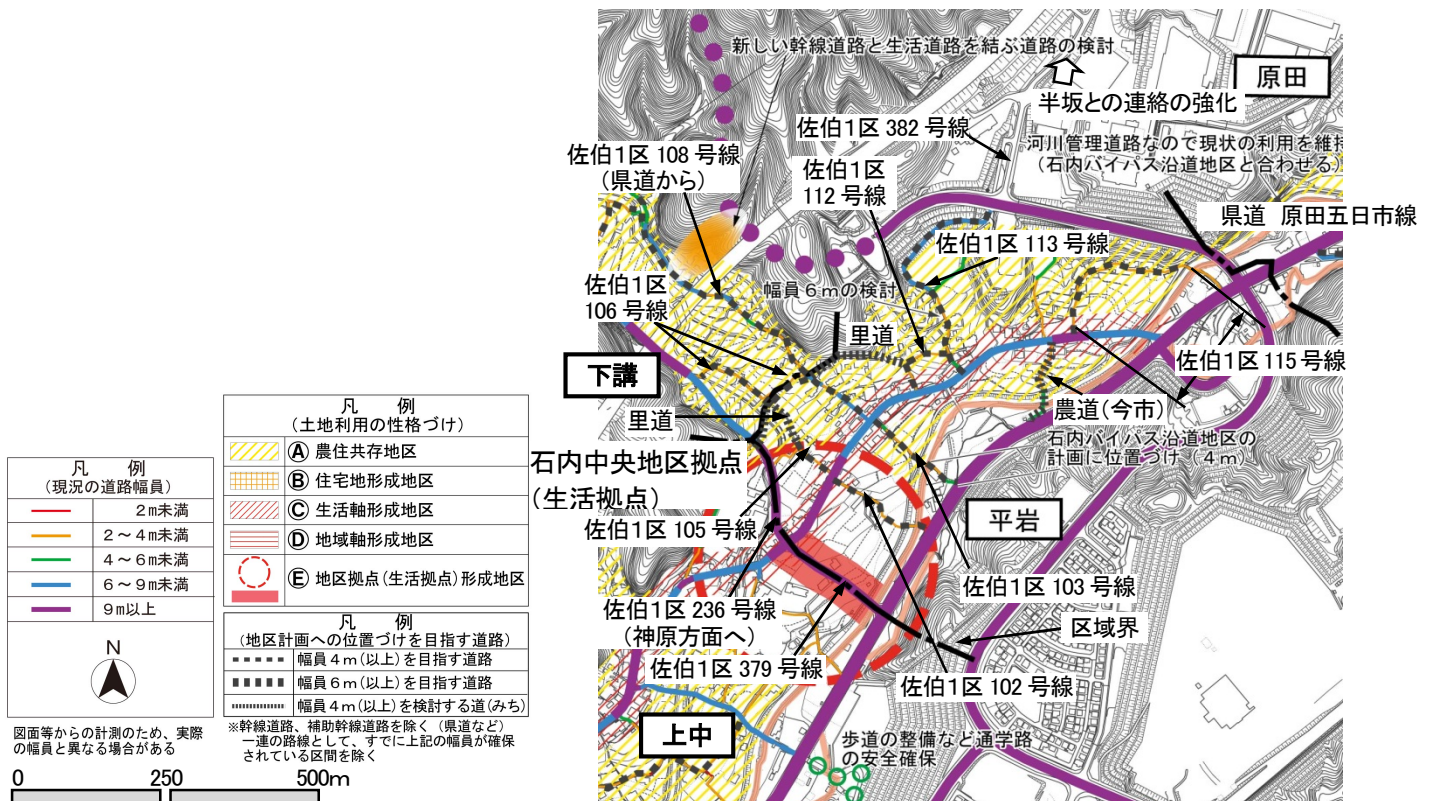


図 平岩地区において目指す道路

(4) 下講地区

① 配置と規模

- 平岩及び中講方面につながる佐伯1区108号線を幅員4m(以上)を目指す道路として位置づけます。
 - 佐伯1区108号線と同236号線をつなぐ佐伯1区104号線、同106号線、同107号線を幅員4m(以上)を目指す道路として位置づけます。
- ※佐伯1区236号線(石内バイパスから神原方面をつなぐ道路)は、幅員6m以上又は9m以上となっており、地区の交通の軸、また石内と他地域をつなぐ道路となっています。

本地区において、旧来からの交通の軸ともいえる佐伯1区108号線の強化を図るとともに、これと幹線道路的な役割を持つ佐伯1区236号線との連絡の強化を図ります。

② 整備の方針

上記の市道のうち、幅員が4m未満の区間については、関係する土地所有者等の合意を得たものについて、地区計画に地区施設として位置づけるとともに、広島市に拡幅工事を要望します。

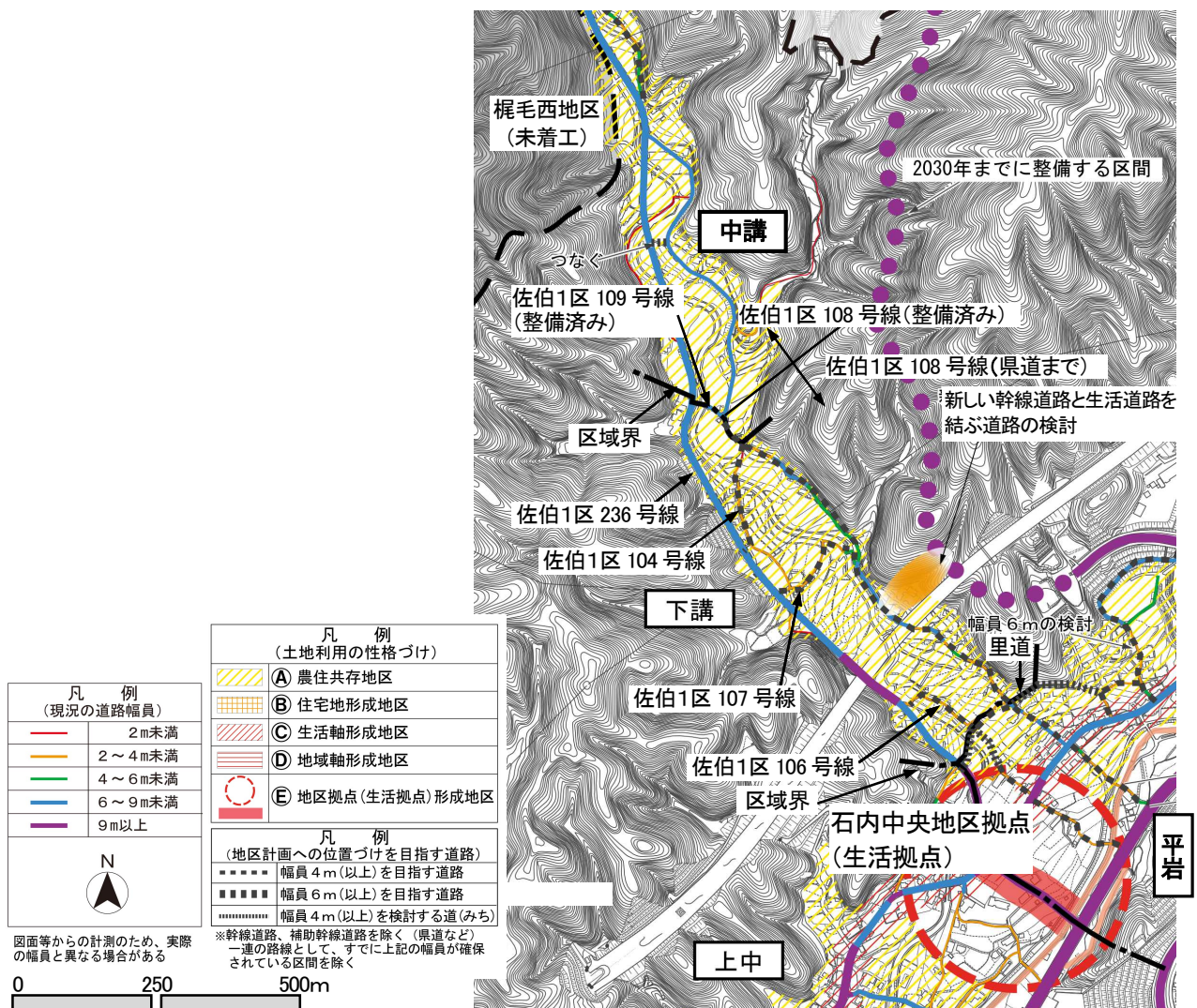


図 下講地区において目指す道路

(5) 中講地区

① 配置と規模

- 佐伯1区236号線にほぼ並行して通り、また同線につながる一連の市道である佐伯1区108号線及び同110号線を、幅員4m(以上)を目指す道路として位置づけます。
- ※佐伯1区236号線(石内バイパスから神原方面をつなぐ道路)は、幅員6m以上となっており、地区の交通の軸、また石内と他地域をつなぐ道路となっています。また、これと佐伯1区108号線をつなぐ同109号線(三ツ石橋付近)は、幅員6m以上となっています。

本地区において、旧来からの交通の軸ともいえる佐伯1区108号線及び同110号線の強化を図り、すでに幅員6m以上を有する同236号線、同109号線とともに、道路網の強化を目指します。

② 整備の方針

上記の市道のうち、幅員が4m未満の区間については、関係する土地所有者等の合意を得たものについて、地区計画に地区施設として位置づけるとともに、広島市に拡幅工事を要望します。当地区の生活の利便性や防災性を強化するため、佐伯1区108号線と同236号線をつなぐ新たな道路の効率的かつ効果的な整備について検討します。

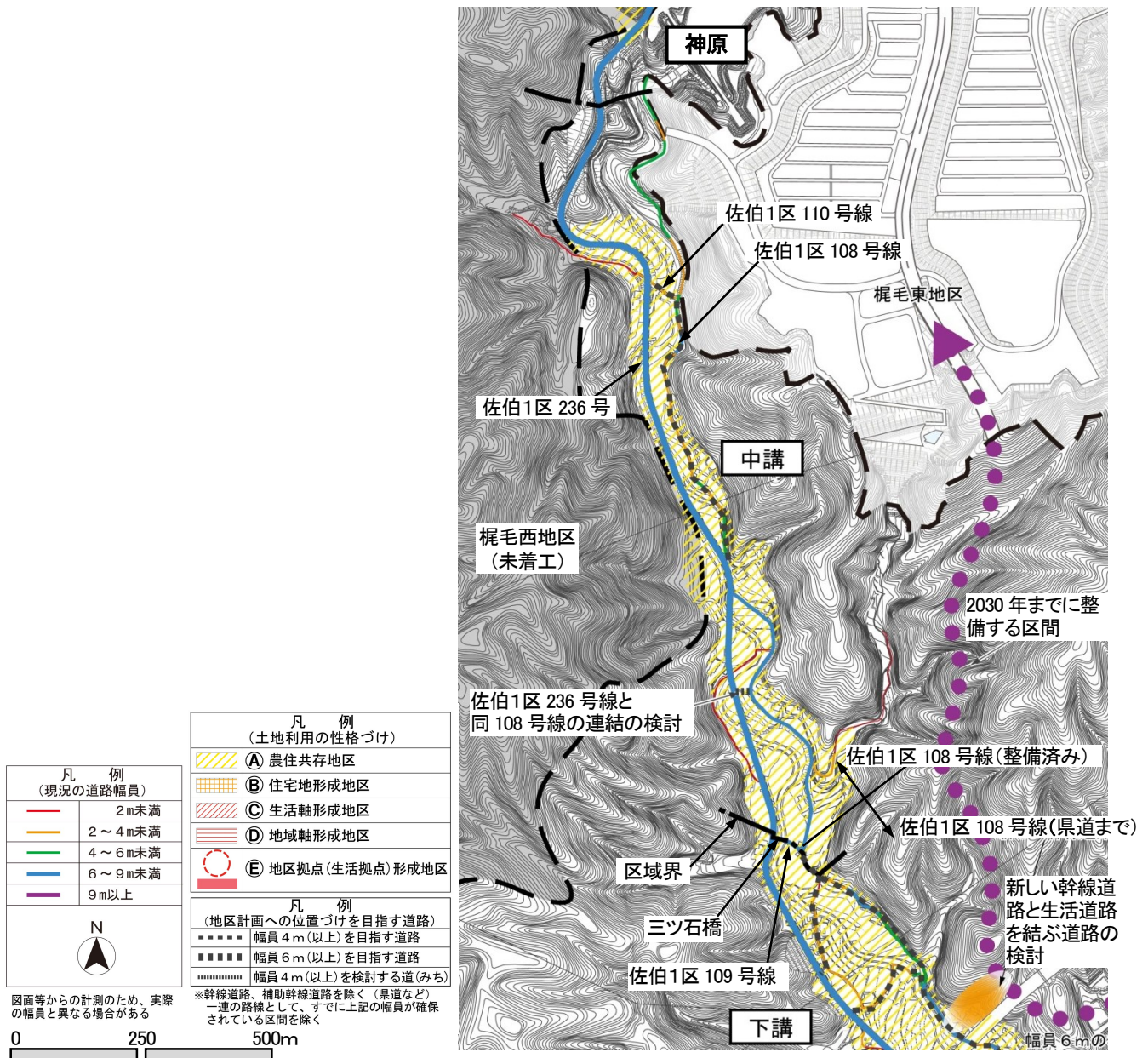


図 中講地区において目指す道路

(6) 神原地区

① 配置と規模

- 梶毛東住宅地区「こころ」方面につながる佐伯1区 236 号線及び同 436 号線を幅員 6 m (以上) を目指す道路として位置づけます。
- ※佐伯1区 404 号線、及びそれと結節する部分より南側の同 236 号線(石内バイパス方面をつなぐ道路)は、幅員 6 m 以上又は 9 m 以上となっており、地区の交通の軸、また石内と他地域をつなぐ道路となっています。

石内と他地域をつなぐ道路である佐伯1区 236 号線及び同 436 号線の強化を目指します。
 なお、このルートの沿道には、神原のシダレザクラ(県天然記念物)があり、その保全に留意した整備を広島市に要望することになります。

② 整備の方針

幅員 6 m (以上) を目指す佐伯1区 236 号線及び同 436 号線は、当地区の交通の軸だけでなく、地域間をつなぐ道路でもあり、買収を前提とした整備を広島市に要望します。

広島市の道路拡張事業が始まるまでの間に、拡幅部分の土地に建物が立地しないよう、まちづくり計画を周知するとともに、関係する土地所有者等の理解と協力を得るよう取り組みます。

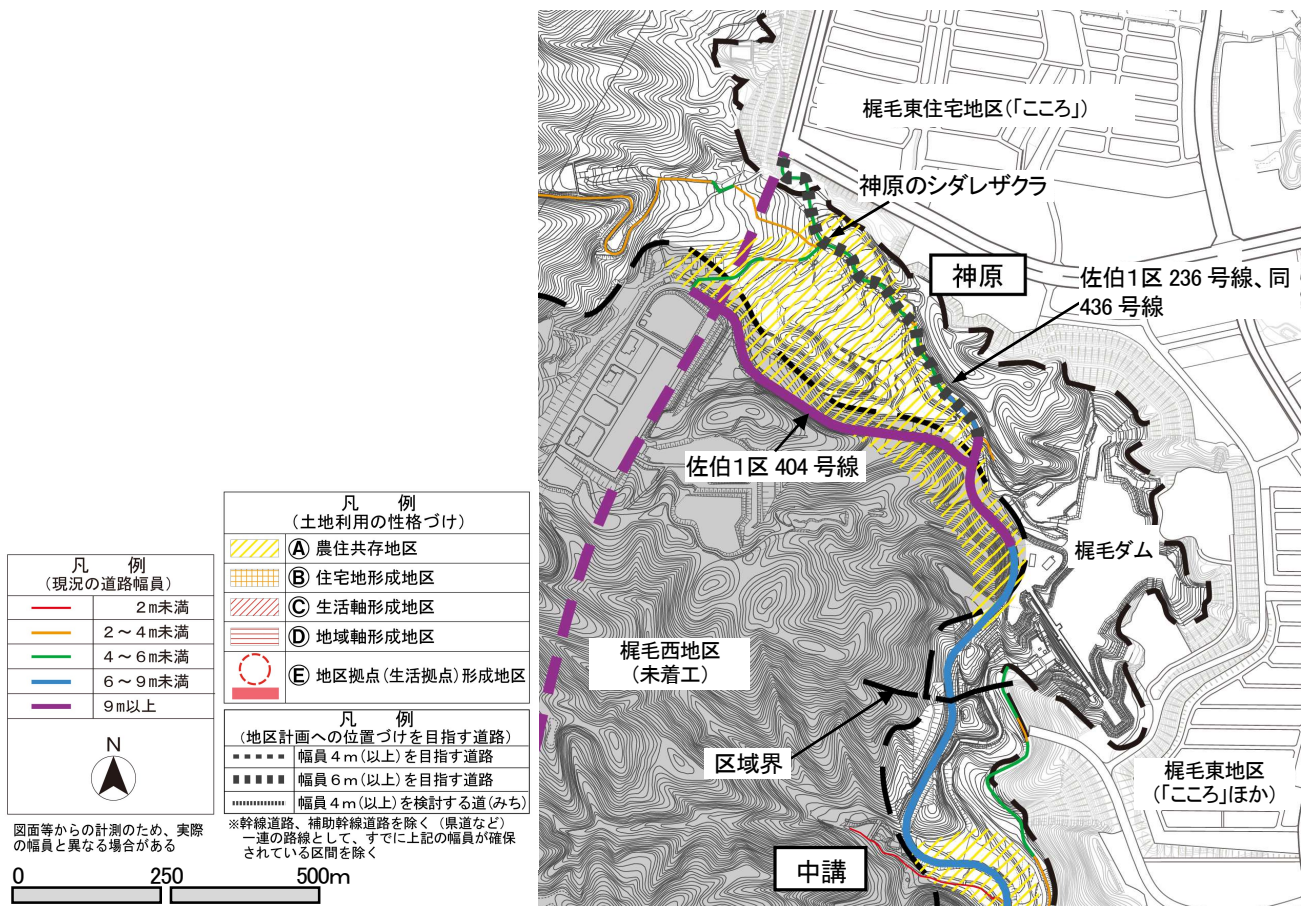


図 神原地区において目指す道路

(7) 上沖地区

① 配置と規模

- 藤の木団地につながる佐伯1区70号線及び同72号線を幅員6m(以上)を目指す道路として位置づけます。
 - 佐伯1区72号線(上記の幅員6mのルート以外)、同73号線、同74号線及び同75号線を幅員4m(以上)を目指す道路として位置づけます。
 - 農道(上沖)については、今後、幅員4m(以上)を目指す道(みち)としての位置づけを検討します。
- ※佐伯1区71号線(同82号線を経て石内バイパスにつながる道路)は、幅員6m又は9m以上となっており、地区の交通の軸、また同地区や藤の木団地などへのアクセスとなっています。

本地区と藤の木団地をつなぐ道路である佐伯1区70号線及び同72号線の拡幅を目指し、生活の利便性や防災・安全性の強化を図ります。

この他、本地区における生活道路の強化を図るため、市道等において幅員4m以上の確保を目指します。

② 整備の方針

幅員6m(以上)を目指す佐伯1区70号線及び同72号線は、当地区だけでなく、藤の木団地に関わる利用もある交通の軸であり、買収を前提とした整備を広島市に要望していきます。

広島市の道路拡幅事業が始まるまでの間に、拡幅部分の土地に建物が立地しないよう、まちづくり計画を周知するとともに、関係する土地所有者等の理解と協力を得るよう取り組みます。

上記の市道のうち、幅員が4m未満の区間については、関係する土地所有者等の合意を得たものについて、地区計画に地区施設として位置づけるとともに、広島市に拡幅工事を要望します。

また、佐伯1区71号線は、交通量が相対的に多いことから、広島市にさらなる拡幅などを要望することにします。

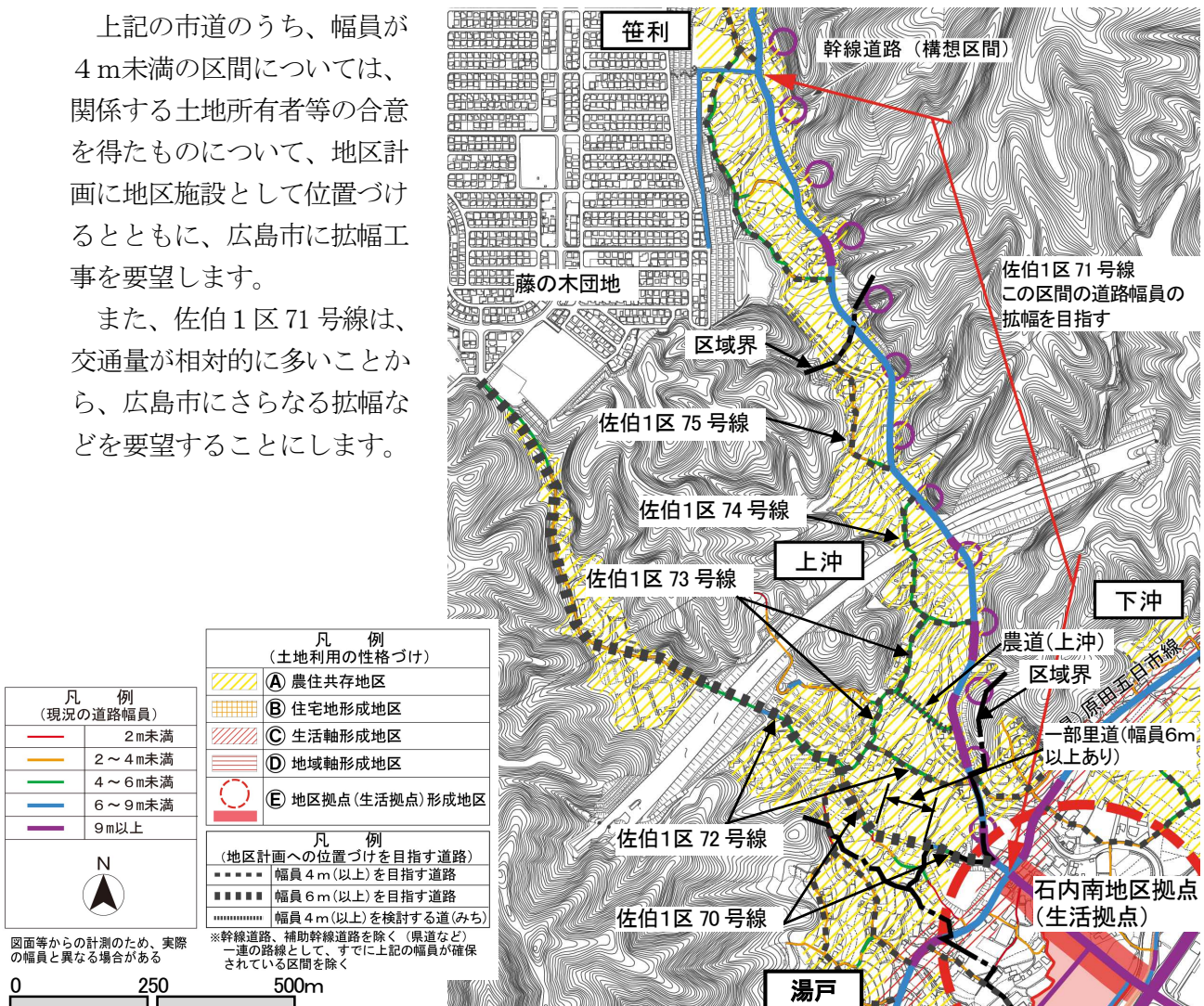


図 上沖地区において目指す道路

(8) 笹利地区

① 配置と規模

- 佐伯1区76号線、同77号線を幅員4m(以上)を目指す道路として位置づけます。農道(笹利)については、道路の位置づけについて検討します。
- ※佐伯1区71号線(同82号線を経て石内バイパスにつながる道路)は、幅員6m以上あり、地区の交通の軸、また同地区や藤の木団地などへのアクセスとなっています。

本地区における道路網の強化を図るため、佐伯1区71号線につながる上記の市道等において、幅員4m以上の確保を目指します。

② 整備の方針

上記の市道のうち、幅員が4m未満の区間については、地区計画を定める際に、関係する土地所有者等の合意を得たものについて、地区施設として位置づけるとともに広島市に拡幅工事を要望します。

また、佐伯1区71号線は、交通量が相対的に多いことから、広島市にさらなる拡幅などを要望することにします。

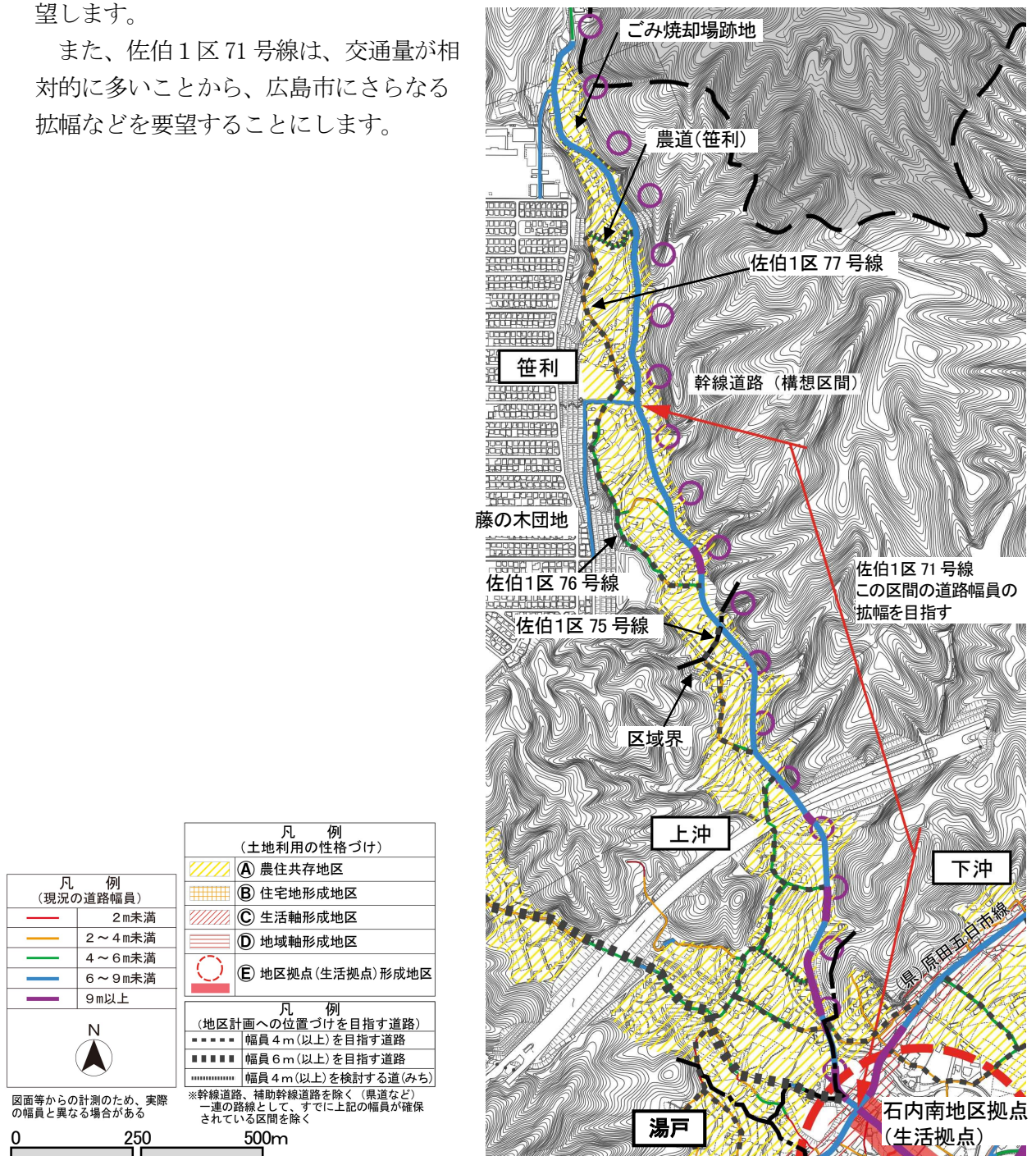


図 笹利地区において目指す道路

(9) 上中地区

① 配置と規模

- 県道原田五日市線（旧道）と佐伯1区98号線をつなぐ同95号線を幅員4m（以上）目指す道路として位置づけます。
- ※県道原田五日市線（旧道）は、幅員6m以上又は9m以上となっており、地区の交通の軸、また石内と他地域をつなぐ道路となっています。また、県道原田五日市線（旧道）と石内バイパスをつなぐ佐伯1区98号線は幅員6m以上であり、地区の交通の軸となっています。

本地区における道路網の強化を図るため、県道原田五日市線と佐伯1区98号線につながる同95号線において、幅員4m以上の確保を目指します。

② 整備の方針

この地域は、公民館、小学校、保育園がある地域拠点に位置づけられた地域です。歩道や通学路の整備など、安全・安心に歩いても生活できるような道路整備が必要です。佐伯1区379号線について、歩道の整備などを要望していきます。

佐伯1区95号線については、全線が幅員4m未満の区間であり、地区計画を定める際に、関係する土地所有者等の合意を得た場合について、地区施設として位置づけるとともに、広島市に拡幅工事を要望します。

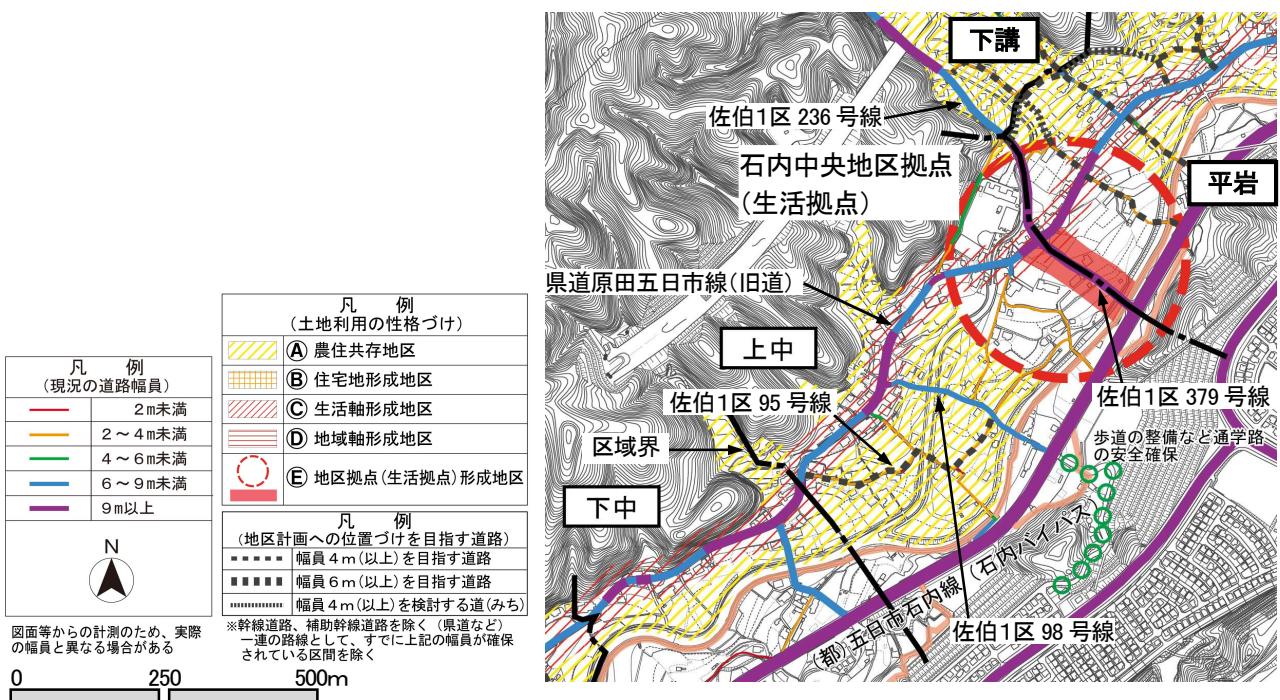


図 上中地区において目指す道路

(10) 下中地区

① 配置と規模

- まちづくり計画に要整備道路としては位置づけません。
 ※県道原田五日市線（旧道）は、幅員6m以上又は9m以上となっており、地区の交通の軸、また石内と他地域をつなぐ道路となっています。また、県道原田五日市線（旧道）と石内バイパスをつなぐ佐伯1区94号線は幅員6m以上であり、地区の交通の軸となっています。

本地区の計画対象区域は、県道原田五日市線（旧道）と石内川に挟まれた比較的狭い範囲であり、その中に幅員6m以上である県道原田五日市線（旧道）と石内バイパスをつなぐ佐伯1区94号線が通っていることから、まちづくり計画においては、道路拡幅や整備すべき道路を位置づけないことにします。

なお、地区計画を活用する段階において、必要な道路について検討します。

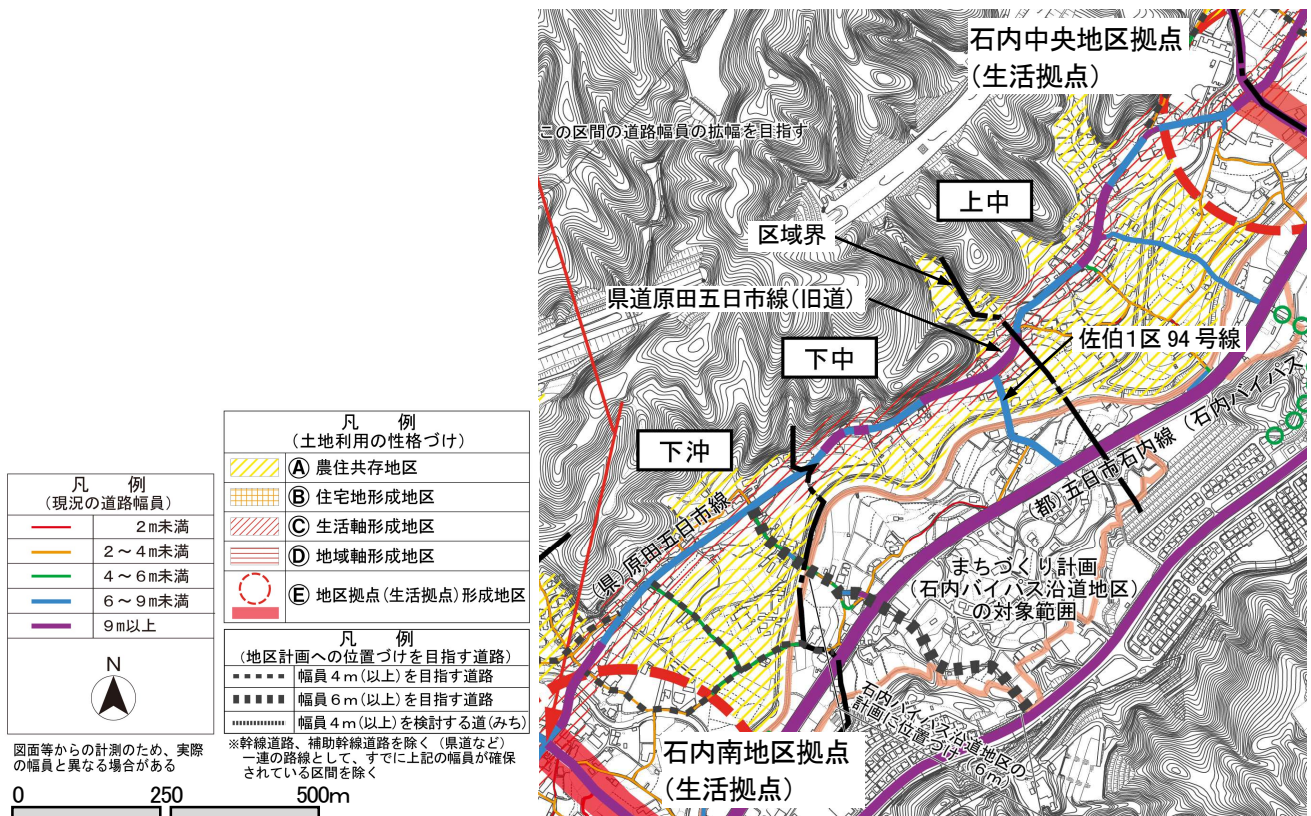


図 下中地区において目指す道路

(11) 下沖地区

① 配置と規模

- 佐伯1区 88号線を幅員6m(以上)を目指す道路として位置づけます。
 - 佐伯1区 78号線、同 85号線、同 86号線を幅員4m(以上)を目指す道路として位置づけます。
- ※県道原田五日市線(旧道)は幅員6m以上又は9m以上、県道原田五日市線(旧道)と石内バイパスをつなぐ佐伯1区 82号線は幅員9m以上であり、地区の交通の軸、また、石内バイパス等と合わせて、他地域とをつなぐ道路となっています。

佐伯1区 88号線については、石内バイパス沿道地区のまちづくり計画において、幅員6mと位置づけており、県道原田五日市線(旧道)と石内バイパスをつなぐ交通の軸として、幅員6m以上を目指します。

その他、本地区における道路網の強化を図るため、県道原田五日市線(旧道)につながる上記市道について、幅員4m以上の確保を目指します。

② 整備の方針

この地域は、地域拠点に位置づけられた地域で、商業施設などが立地しています。歩いても安全・安心に生活できるような道路整備が必要です。

幅員6m(以上)を目指す佐伯1区 88号線は、当地区だけでなく、県道原田五日市線(旧道)と石内バイパスを行き来する交通の軸であり、買収を前提とした整備を広島市に要望します。

広島市の事業が始まるまでの間に、拡幅部分の土地に建物が立地しないよう、まちづくり計画を周知するとともに、関係する土地所有者等の理解と協力を得るよう取り組みます。

上記の市道のうち、幅員が4m未満の区間については、関係する土地所有者等の合意を得たものについて、地区計画に地区施設として位置づけるとともに、広島市に拡幅工事を要望します。

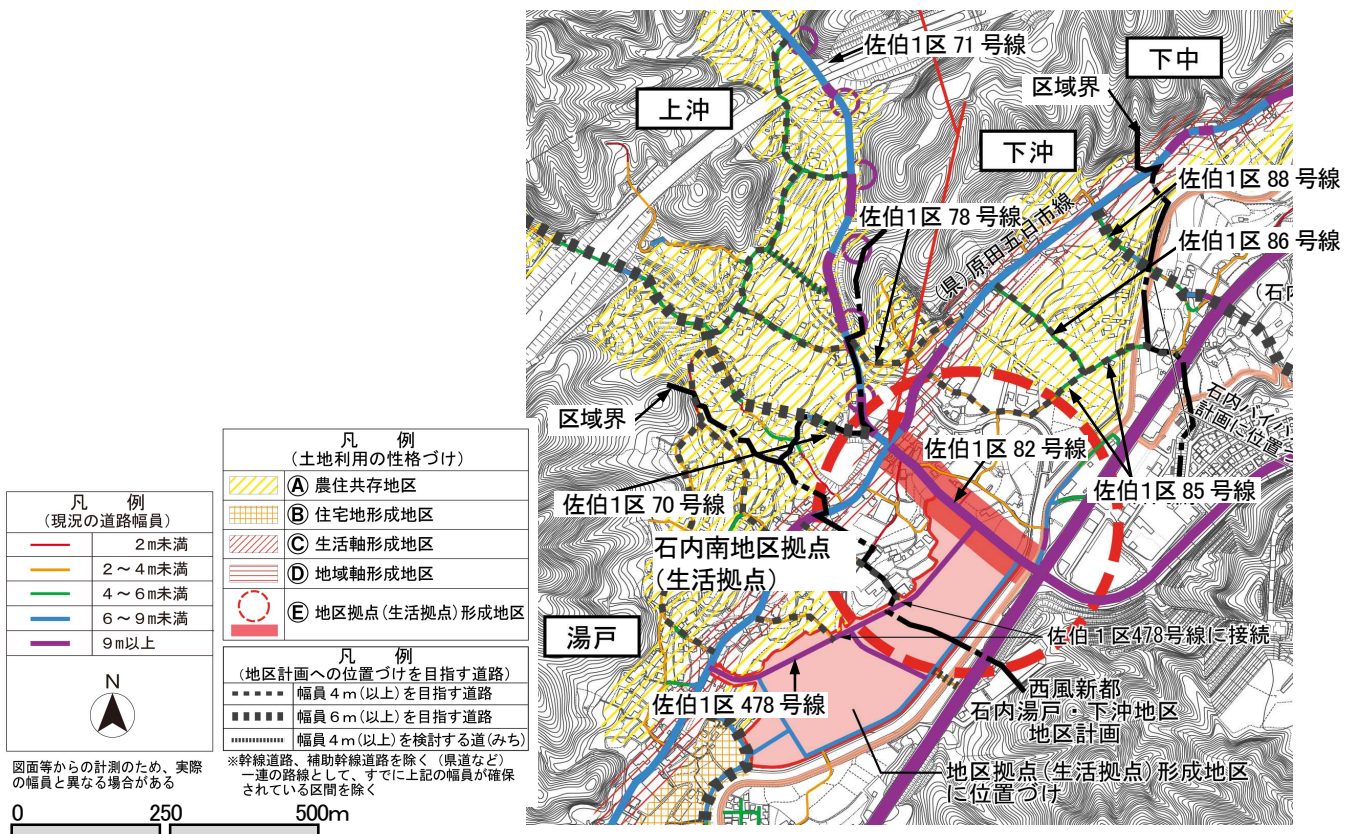


図 下沖地区において目指す道路

(12) 湯戸地区

① 配置と規模

- 佐伯1区57号線を幅員6m(以上)を目指す道路として位置づけます。
 - 農道(流田)については、必要に応じ、幅員6m以上を目指す道(みち)としての位置づけを検討します。
 - 佐伯1区63号線、同64号線、同65号線、同66号線、同67号線を幅員4m(以上)を目指す道路として位置づけます。
 - 佐伯1区68号線(一部石内川2号橋を含む)を幅員4m以上を目指す道路としての位置づけを検討します。
- ※県道原田五日市線(旧道)は幅員6m又は9m以上であり、地区の交通の軸、また、石内バイパス等と合わせて、他地域とをつなぐ道路となっています。ただし、五日市方面(石内以外)において、一部幅員6m未満の箇所があります。

佐伯1区57号線については、石内バイパス方面につながる交通の軸として、幅員6m以上を目指します。

農道(流田)については、地区計画の活用段階において、その利用の可能性がります。

その他、本地区における道路網の強化を図るため、県道原田五日市線(旧道)につながる上記市道について、幅員4m以上の確保を目指します。

② 整備の方針

幅員6m(以上)を目指す佐伯1区57号線は、当地区だけでなく、県道原田五日市線(旧道)と石内バイパスを行き来する交通の軸となるものであり、買収を前提とした整備を広島市に要望します。

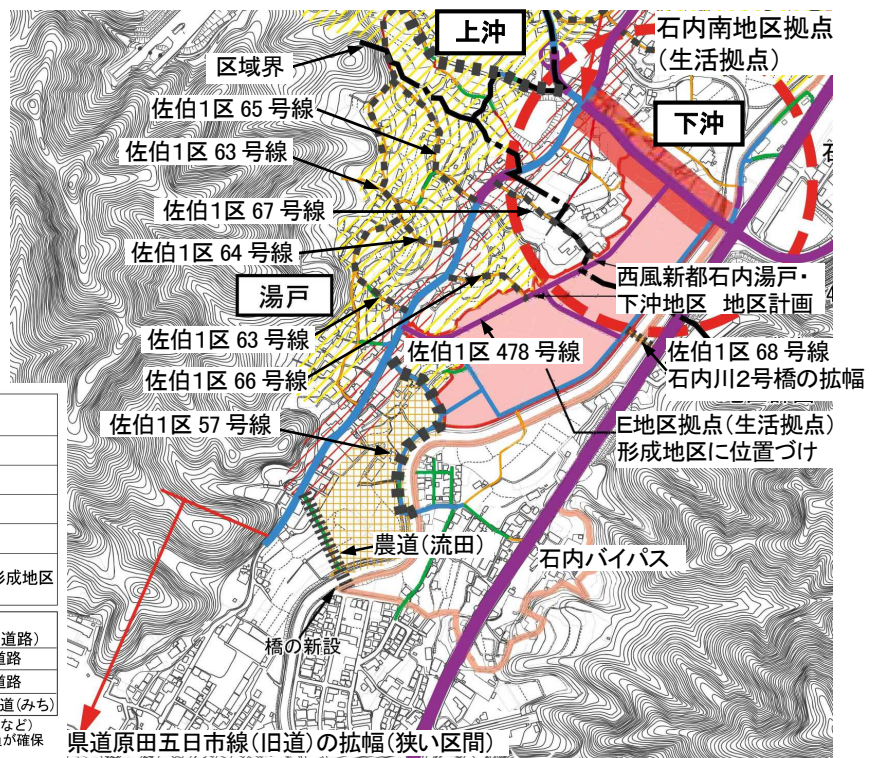
広島市の道路拡幅事業が始まるまでの間に、拡幅部分の土地に建物が立地しないよう、まちづくり計画を周知するとともに、関係する土地所有者等の理解と協力を得るよう取り組みます。

上記の市道のうち、幅員が4m未満の区間については、関係する土地所有者等の合意を得たものについて、地区計画に地区施設として位置づけるとともに、広島市に拡幅工事を要望します。

農道(流田)については、地区計画の活用段階において、必要に応じて検討することになります。

この他、県道原田五日市線(旧道)については、五日市町(利松)付近に狭い区間があることから、拡幅工事を要望します。

石内川2号橋については、拡幅の必要性を検討します。



凡 例 (現況の道路幅員)	
—	2m未満
—	2～4m未満
—	4～6m未満
—	6～9m未満
—	9m以上

凡 例 (土地利用の性格づけ)	
■	(A) 農住共存地区
■	(B) 住宅地形成地区
■	(C) 生活軸形成地区
■	(D) 地域軸形成地区
■	(E) 地区拠点(生活拠点)形成地区

凡 例 (地区計画への位置づけを目指す道路)	
—	幅員4m(以上)を目指す道路
—	幅員6m(以上)を目指す道路
—	幅員4m(以上)を検討する道(みち)

※幹線道路、補助幹線道路を除く(県道など)一連の路線として、すでに上記の幅員が確保されている区間を除く

図 湯戸地区において目指す道路

2 公園の計画

(1) 半坂・原田・平岩地区

この地区には、現段階で公園を整備できるようなまとまった候補地がないため、公園を位置づけていません。

(2) 下講・中講・神原地区

この地区には、山陽自動車道が高架で通っており、橋脚の下の空間があります。この空間を公園（広場）として活用することについて、住民等で話し合い、方向づけができた段階で、関係機関と協議することになります。

また、梶毛ダムの広場・緑地の活用に努めるとともに、神原のシダレザクラ（県天然記念物）の保全・活用のための広場的な空間の確保を検討します。

(3) 上沖・笹利地区

この地区では、既存の笹利スポーツ広場などの有効活用を図ります。

また、公共施設（ごみ焼却場）の跡地について、公園を含めた有効活用の検討を広島市に要望します。

(4) 上中・下中・下沖・湯戸地区

この地区では、湯戸・下沖地区土地区画整理事業で整備された公園があり、その有効活用を図ります。

<共通・関連事項>

『住みよさ実感のまち 石内』を築いていくためには、子育て環境の充実、高齢者の活動や住民の憩い・交流の場の確保などが必要であり、そうしたニーズに対応できる公園（広場）の整備や活用について、今後、住民等の知恵とアイデアを引き出しながら、検討することになります。

また、今後、地区計画の活用を図る段階で、必要に応じて公園の位置づけを検討します。

なお、公園の計画や整備等の段階では、利用しやすさや快適さ、安全・安心と合わせて、石内らしさの創出など特色ある公園づくりに取り組みます。

この他、石内川沿いのサクラ並木を適切に管理・保全するとともに、石内川や親水護岸、田園などととも、石内を代表する風景の一つとして活かしていきます。